

## 【役員報酬の支払方法について】

- 役員の場合は、一般的に手当としての支給をしないため、基本的には役員報酬に手当分を含めて支払うことになります。
- 期首から3月以内の報酬改定であれば、定期同額給与として扱うことができ、損金算入可能です。
- 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの報酬に手当分を算入して支払う場合は、令和6年度の補助金に申請してください。  
**令和7年3月31日までに役員へ手当分の支払をしない場合は、令和6年度の補助金に申請できません。**

※ただし、賞与等で手当分を支払うことも可能ですが、損金算入されない場合もありますので、詳細は管轄の税務署にご確認ください。